

災害時の情報伝達体制について

市では、災害発生時における被害情報や避難所開設情報など、重要な情報を市民の皆さまへの伝達方法および通信手段の確保として、現在以下の体制およびシステムを構築・運用しています。

近年、増加傾向にある豪雨災害・土砂災害、そして大地震への備えとして、これらの情報伝達手段を事前に確認しておきましょう！

① 防災行政無線

昭和 56 年 8 月の小貝川決壊を教訓に整備され、災害情報や、「行方不明者捜索依の臨時放送」や「こどもの下校見守り放送」などの行政情報を、市内 139 箇所に設置している屋外スピーカーを通じて伝達しています。

なお、防災行政無線に関連するシステムとして、緊急地震速報や弾道ミサイル攻撃など、時間的に余裕が無い事態が起きた時に、国（総務省消防庁）が市の防災行政無線を自動起動させ、瞬時に警報を発令することにより、市民の皆さまの早期避難や被害の軽減を図るための「Jアラート（全国瞬時警報システム）」が導入されています。

放送内容が、聞き取れない際は、「テレフォンサービス」や「市メール配信サービス」をご利用ください。

テレフォンサービス 0800-800-6730（通話無料）

※上記番号で電話がかからない場合 0297-61-0160

放送内容確認メールについては、②「市メール配信サービス」参照

② 市メール配信サービス

携帯電話やパソコンのメール宛に、市の行政情報をお届けする「龍ヶ崎市メール配信サービス」の配信情報【災害情報】に登録いただくと、

- ①気象庁が発表する「警報、特別警報、竜巻注意情報、土砂災害警戒情報」
- ②当市で発生した震度 3 以上の震度情報
- ③市危機管理課（市災害対策本部）が発表する様々な情報

を速やかにメールにて確認することができます。

また配信情報【防災無線】に登録いただくと、防災無線の放送内容をメールにて確認することができます。

なお、メール配信サービスの受信手続きは、別紙をご確認ください。

③緊急速報メール・エリアメール

気象庁発表の「緊急地震速報・津波警報」、国・地方公共団体が発表する「災害情報・避難情報（避難勧告、避難指示など）」を特定エリア（市区町村単位）内の携帯電話保有者などに対し、メールアドレスを使用せず、また回線混雑の影響を受けずに、即時に一斉配信するサービスです。地震だけではなく小貝川・利根川が氾濫する可能性が高まった時にも配信されます。特段、登録や設定の必要はありません。

④市公式ホームページ，ツイッター，フェイスブック

市公式ホームページのほか、ツイッターやフェイスブックなどの「SNS」でも災害情報などを発信しています。災害情報だけではなく、大雨や大雪への注意喚起も発信していますのでご利用ください。

⑤音声一斉伝送サービス

台風等の激しい風雨の中では防災行政無線や広報車の音声が聞き消され、重要な防災情報が市民の皆さまに伝わらないことが想定されます。それを補うために、メール配信サービスやツイッター等を利用して防災情報を発信しているところではありますが、これらのサービスは高齢者の方の利用率が低く、避難情報が十分に伝達できないことが課題となっています。そこで、幅広い世代で使用している電話（携帯電話・固定電話）に着目し、登録した音声メッセージを事前登録した電話番号へ一斉に電話を掛ける「音声一斉伝送サービス」の運用を平成29年度から開始しています。

現在は避難情報等の発令回数が多い土砂災害警戒区域の住民を対象にサービスを運用していますので、土砂災害警戒区域にお住まいで登録を希望される方は危機管理課までお問い合わせください。

地域性は低いですが、生活の中で一番身近なテレビやラジオは即時性に優れ、情報も正確ですので災害時の有効な情報源となります！